

漬物の製造・販売継続に向けた 施設整備を支援します！



めか漬け



たくあん



キムチ
(朝鮮漬け)



白菜の浅漬け

【製造許可取得には】

- ・漬物を製造する施設が基準を満たすことが必要です。(営業許可)
- ・新規許可手数料の納入が必要です。
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。

(雲南市では、営業許可を取得し漬物の製造・販売を継続する方を支援します)

○雲南市の補助メニュー

(市は予算の範囲内において、次の補助率及び補助上限により補助します)

	個人	グループ
補助上限	30万円	50万円
補助率	1/3	1/2
補助対象経費 (消費税を除く)	食品衛生法、食品衛生法施行規則又は島根県食品衛生法施行条例に定める基準を満たすための 施設の新築若しくは改修又は設備の導入 に係る経費 ※ただし、食品衛生責任者の資格取得等、営業許可取得及び届出に係る 事務経費は対象外	
補助要件	市内で漬物の製造及び販売を行う 個人	市内で漬物の製造及び販売を行う 3人以上で組織されたグループ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市産の農産物を原材料とすること ・雲南市内の産直への出荷がなされること ・漬物の製造・販売額が維持されること 	

注意事項 ①事前の申請書提出が必要です。 ②すでに施設整備、購入された物は対象になりません。

一般衛生管理のポイント



営業許可を取得するためには、施設要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

雲南市 農林振興部 農業畜産課
農業グループ(担当:難波、大塚、須山)

☎ 0854-40-1055

雲南市「漬物製造事業継続支援事業」補助金の主な流れ

漬物の製造・販売をしたい！

《保健所とのやりとり》

施設・設備要件について保健所へ相談



営業許可を受ける加工場や製造所などの図面や写真を持参して、施設の基準や図面上で変更が必要な事項などの指導を受けてください。

施設・設備要件のクリア(保健所指導経過書)

※施設の工事を始める前に必ず保健所で図面の確認を受けてください。

《雲南市とのやりとり》

補助金について市へ相談



保健所指導経過書(写)

受付

交付決定後に着工！



申請内容に変更が生じた場合

変更内容について保健所に相談

市に変更申請受付

- ①補助対象者
漬物の製造及び販売を行う市内の事業者(個人・グループ)等
 - ②募集期間:令和8年4月1日~年末
 - ③提出書類
補助金交付申請書、事業計画書、関連品の見積書、製品カタログ等
- 【注意事項】

- ①交付決定前の事業着手は、補助の対象としません。(器材や備品の購入品も)
- ②事業終了後3年間にわたり事業の実施状況を報告していただきます。
- ③当該事業に対し、他の機関(国・県等)からの補助を受けてないものが対象

工事完成後

保健所の検査と雲南市の検査

実績報告



補助金請求(※)

※実績報告以前に概算払請求も可能